

松戸市立病院新総合電子医療情報システム調達プロポーザルに係る手続開始について

松戸市立病院新総合電子医療情報システム調達を行うに当たり、公募型プロポーザルにより事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

平成27年8月17日

松戸市病院事業管理者 山浦 晶



1 事業の概要

(1) 事業名称

松戸市立病院新総合電子医療情報システム調達

(2) 事業場所

松戸市上本郷4005番地 国保松戸市立病院 他

(3) 事業期間

契約締結日の翌日から平成34年3月31日まで

(4) 事業内容

次に掲げる主な事業内容のほか、詳細については「松戸市立病院新総合電子医療情報システム調達仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照すること。

ア 平成28年8月に国保松戸市立病院（以下「現病院」という。）へのシステムの構築及び導入

イ 平成29年12月開院予定の松戸市千駄堀地先（仮称）松戸市立千駄堀新病院（以下「新病院」という。）への現病院からのシステムの移転

ウ 新病院開院時に新たに導入するシステムの構築及び導入

エ システムの保守

オ システムの稼働における操作研修の実施及びマニュアルの提供

2 提案上限額等

提案実現のための導入費用の上限は、2,314,814,814円（消費税及び地方消費税を除く。）とし、この上限額を超える企画提案書は受理しない。

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものであることに留意すること。

なお、この上限額には、本プロポーザルに係る事業内容の他に既存データの移行

費用が含まれている。見積提案に当たっては、仕様に含まれない既存データの移行費用を除くものとする。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、事業を確実に履行できる能力を有する者とし、参加表明書提出期限（平成27年8月27日（木）、以下「基準日」という。）の時点で、次に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。

なお、複数の者による連合体（以下「コンソーシアム」という。）で参加する場合は代表者とする。ただし、(1)、(2)及び(3)の要件については、そのいずれもが要件に該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定を準用するほか、次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は基準日の前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始の決定がされていないもの
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていないもの
 - エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、かつ、当該状態が継続している者
 - オ 松戸市暴力団排除条例（平成24年松戸市条例第2号）第9条に規定する排除の対象となっている者
- (2) 国税及び松戸市税の滞納がないこと。
- (3) 松戸市建設工事等請負業者指名停止基準（昭和62年松戸市訓令甲第1号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 過去5年以内に、病床数500床以上の病院において、医療情報システムの基幹システムの構築並びにシステム統合の実績を2件以上有すること。
- (5) 本事業の遂行にあたり自社で開発した電子カルテ・システムのパッケージソフトを提供できること。
- (6) 本件事業を実施する本店又は事務所において、公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関よりISO9001（品質マネジメントシステム規格）の認証を取得していること。
- (7) 本件事業を実施する本店又は事務所において、JAB又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関よりISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム規格）の認証を取得していること。または、プライバシーマークの付与を認定された者であること。
- (8) 配置予定のプロジェクト・マネージャは、病床数500床以上の病院での病院

システム開発マネジメントの経験を有すること。

(9) コンソーシアムにあつては、更に以下の要件を満たすこと。

ア 構成員が、単体又は他のコンソーシアムの構成員として、本プロポーザルに参加しない者であること。

イ コンソーシアム協定書を締結していること。

ウ 主たる事業内容（基幹システムの構築並びにシステムの統合）を行う者が代表であること。

4 本プロポーザルの概要

本プロポーザルは、参加表明に関する審査（以下「1次審査」という。）及び企画提案に関する審査（以下「2次審査」という。）を松戸市立病院新総合電子医療情報システム調達審査委員会（以下「審査会」という。）が行うものとし、審査の方法及び契約候補者の決定については、以下のとおりとする。

なお、詳細については「松戸市立病院新総合電子医療情報システム調達プロポーザル募集要項」（以下「募集要項」という。）を参照すること。

(1) スケジュール

ア 関係書類交付期間	平成27年 8月17日（月）から 平成27年 8月27日（木）まで
イ 1次審査に関する質問期限	平成27年 8月24日（月）午後4時
ウ イの質問に対する回答日	平成27年 8月26日（水）
エ 参加表明書等提出期限	平成27年 8月27日（木）午後4時
オ 1次審査結果通知日	平成27年 8月31日（月）
カ 2次審査に関する質問期限	平成27年 9月 2日（水）午後4時
キ カの質問に対する回答日	平成27年 9月 7日（月）
ク 企画提案書提出期限	平成27年 9月18日（金）午後4時
ケ プレゼンテーション実施日	平成27年10月17日（土）予定

※ 詳細は、企画提案書提出要請時に併せて通知する

コ 2次審査結果通知日 平成27年10月下旬

(2) 担当課

松戸市病院事業 管理局 新病院開設課

〒271-0064 松戸市上本郷3978番地 松戸市立病院 別館1階

電話：047-301-7311

E-mail：mcnewhp@city.matsudo.chiba.jp

(3) 関係書類の交付等

関係書類については、各データを格納したCD-Rを交付する。

ア 貸出書類

(ア) 「松戸市立病院新総合電子医療情報システム調達仕様書」（以下「仕様書」という。）

a 【添付資料1】 想定データ量

b 【添付資料2】 システム概念図

- c 【添付資料3】 端末配置計画（案）
- d 【添付資料4】 接続機器一覧
- e 【添付資料5】 開発導入スケジュール（案）

- (4) 松戸市立病院新総合電子医療情報システム調達に係る基本協定書（案）
- (ウ) 契約書（案）

イ 提供書類

- (ア) 「松戸市立病院新総合電子医療情報システム調達プロポーザル募集要項」
- (イ) 「松戸市立病院新総合電子医療情報システム調達プロポーザル参加表明書作成要領」
- (ウ) 「松戸市立病院新総合電子医療情報システム調達プロポーザル企画提案書作成要領」

ウ 交付期間

平成27年 8月17日（月）から
平成27年 8月27日（木）まで
ただし、日曜日及び土曜日を除く、午前9時から午後4時までとする。

エ 交付場所

〒271-0064 千葉県松戸市上本郷3978番地
松戸市立病院 別館1階
松戸市 病院事業管理局 新病院開設課
電 話 047-301-7311
E-mail : mcnewhp@city.matsudo.chiba.jp

オ 交付方法

電子メールで新病院開設課へ申し込むこと。メールの件名を「松戸市病院事業 医療情報システム調達 書類交付申請（法人・団体名）」とし、法人・団体名、担当者の所属氏名、連絡のとれる電話番号を本文中に記載して送信すること。送信後に、電話にて着信の確認を行うこと。

新病院開設課が交付の日時を指定し、電子メールで通知するので、申請した者は、指定された日時に交付場所で書類を受けること。

カ 貸出書類の返却

企画提案書の提出期限（平成27年9月18日（金））までに新病院開設課へ必ず返却すること。

(4) 本プロポーザルへの参加について

ア 本プロポーザルに参加しようとする者は、新病院開設課に参加表明書等を提出しなければならない。

イ 審査会は、参加表明書等を基に1次審査を行い、企画提案書提出要請者の選定を行う。

ウ 病院事業管理者は、1次審査の結果を受け提出者全員に結果を通知するとともに、企画提案書提出要請者に対して提出要請を行う。

エ 要請を受けた者は、企画提案書を新病院開設課に提出することができる。

オ 審査会は、2次審査として企画提案書提出者によるプレゼンテーション及

びヒアリングを実施する。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開とする。

(5) 2次審査について

審査会が企画提案書、プレゼンテーションの内容、仕様充足度及び提案金額を総合的に審査し、最適任者及び次席者を選定する。

5 その他

(1) 本プロポーザルは、参加表明書提出者、企画提案書提出者又はプレゼンテーション参加者が1者の場合には、その実施等について審査会で協議する。

(2) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。